

文書館だより

第30号

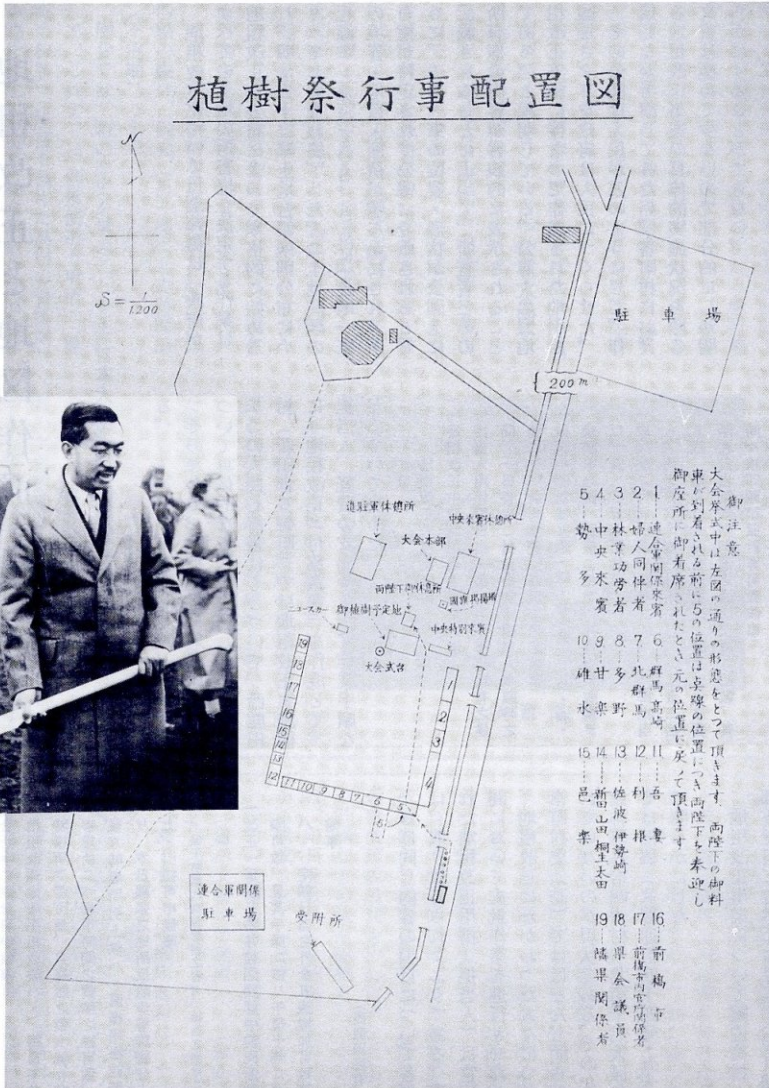
平成10年1月

発行／群馬県立文書館
 〒371-0001 前橋市文京町三丁目七番三号
 印刷／朝日印刷工業株式会社
 〒600-0077 京都市中京区錦町
 電話 (0276) 51-1333
 電報 51133
 郵字 岡庭征人書

＝ 紙面内容 ＝

- 地租改正と地図作成
- 公文書等保存専門講座報告
- 新聞覧及び新取蔵古文書
- 古文書解説コーナー
- 古文書・郷土史研究団体、市町村史誌編さん室紹介

植樹祭行事配置図



写真：鎌を持つ昭和天皇
 (昭和二十六年 議会88B5001)

第二回全国植樹祭行事配置図 (昭和26年 知事84A4847)

植樹行事では、天皇皇后両陛下をはじめ参加者一同が黒松の苗六、三三〇本を植えました。この植樹地には間伐などの手入れ後二、〇〇〇本あまりが成木となっております。昨年付近の整備が行われました。

なお、文書館では五月開催の植樹祭にちなみ、平成九年度第三回常設展(一月九日～五月一七日)で植樹祭関係の文書をはじめ明治期以降の県の林業関係の資料をご紹介します。

本県での開催は二度目のことになりました。最初に開催されたのは昭和二十六年四月の第二回植樹祭でした。富士見村の赤城山中腹にある前橋市有林内が会場で、「火山灰地帯造林」というテーマで行われました。参加者は県内外の関係者、連合軍関係者など合わせて一、四二〇名でした。

植樹行事では、天皇皇后両陛下をはじめ参加者一同が黒松の苗六、三三〇本を植えました。この植樹地には間伐などの手入れ後二、〇〇〇本あまりが成木となっております。昨年付近の整備が行われました。

なお、文書館では五月開催の植樹祭にちなみ、平成九年度第三回常設展(一月九日～五月一七日)で植樹祭関係の文書をはじめ明治期以降の県の林業関係の資料をご紹介します。

地租改正と地図作成

日本大学文学部講師 田島豊穂

一

地租改正について丹羽邦男は、「政府が、すべての土地の所有権を決定する作業は、地租改正法公布によって本格的に始められ、明治二十二年土地台帳規則公布にいたっておむね終了した。」「土地問題の起源」と述べている。さらに「土地一筆の境界・地目・面積が明らかにされ、所有権が特定されて公簿に記載されるとともに、この一筆の位置・形状が公図上に記載されることによつて、所有者とその所有権の内容が客観的に表示されることである。」と説明している。公簿・公図(地租改正実施に伴つて作成された地引絵図をさす)を政府は人民につくらせた。

その公図は人民がどのようにして、作成したか考察してみたい。各町村における地租改正事業の具体的実施状況を語る文書は極めて少ないので部分的にしか明らかにすることができない。

二

地租改正当初は、熊谷県・栃木県・群馬県にそれぞれ区分されていた。熊谷県は明治八年(一八七五)三月に「地租改正三付人民心得書」二十三条に渡る条文を布達した。一方、栃木県は明治八年一月「地租改正三付人民心得書」全四章、一四条からなる布達を布告した。両人民心得書とも基本的にほぼ同じ内容であ

る。そのなかで、地押丈量・地引絵図等について具体的な方法を説明している。

この人民心得書にもとづいて、西鹿田村(新田郡笠懸町)では地租改正実施前に「地租改正三付協議書」を作成して、担当人、経費の支出や負担、作業手順などについて決めた。

地租改正三付協議書

- 一 地租改正中取調担当人相定候事
- 一 担当人用係等口当ノ義、用係者年給有之候間、一日巻人三付金拾銭、担当人者臨時之義三付、前同断金拾五銭ニ相定候事
- 一 取調中諸器機并筆・紙・墨・薪炭・茶・油・蠟燭等之費ハ別廉ニ相定、其時々判取帳ヲ以テ買上計算等可致事
- 一 取調第二付伺出果旅費等之義者、用掛担当人ノ別ナク旅行者一日拾里詰ニシテ金拾五銭、滞在ハ一日金三拾銭、右者用係旅費滞在日常御規則御達之通出果簿ニ記載、其時々検印願置置計算可致候事
- 但端里数計之義者御通御規則之通相定候事
- 一 取調中苦情人等有之、臨時入費相掛候節者、用係担当人出果旅費、滞在日常トモ、前条定額ヲ以計算、苦情人ヨリ弁償可致者相定候事
- 一 大概用掛担当人引受改正出来可致候得共、其都合ニヨリ臨時雇人給料ノ義者、担当人同様一日二付金拾五銭ニ相定候事
- 但器機持運人足等者、一日巻人二付金七銭五厘与

相定候事

- 一 諸雑費・日当・給料等者、改正反別并二地代金折半ニ割可申候事
- 一 地租改縄張着手相成候ハ、毎日午前第七時場所江着可致、且昼飯之義者銘々弁当持参場所ニ而相用時間之費無之様可致、尚午後六時場所引上候ハ、直様用掛詰所ニ至リ、本日縄張之地所反歩等詳細仕上・引上・引払可申候事
- 但午前第八時後着到之者者、日当之半給ニ相定候事

事

- 一 改正一筆限り帳并絵図面認中前同断時刻出頭可致、且其手操ニ依リ午後十時ニ至リ候ハ、定額日当之外金五銭増加可致者相定候事

(西鹿田区有文書)

ほぼ同じ内容の項目について各村々では、取り決められたようである。選出された地租改正用掛(担当人)は官民の間において丈量作業を進行させた。

地租改正にかかわった人々について、市町村史(誌)ではほとんど明らかにされていないのが現状である。そのなかで館林町外拾四ヶ村・北第十七大区については拙稿(武尊通信四十四号・五十四号)で明らかにした。

三

地租改正事業について阿佐美村(新田郡笠懸町)には「丈量手伝人足其錢渡簿」により日数や経費を費やしたかがわかる。丈量は九年四月に始まり八月まで人足出勤一、一七〇人、日当合計一五〇五十三銭となった。このことは農民にとつて大きな負担となった。

地租改正の費用は、圧倒的に民費負担によるものが多かった。明治九年が改正事業のピークになり民費全体のうちで、

地租改正費用比率は高い値となり、農民にとつて非常に重い負担であったかは理解できよう。

事業実施過程については、東上之官村(伊勢崎市)では「地租改正出動帳」(伊勢崎市史近現代一)、「柴田日記」(新編高崎市史近現代資料編)では市街地について経過を知ることができる。

人民にとつて大変な事業であったことから、緑野郡多胡村では「測量十町歩に付十二円四十銭とし製図及坪あけは其外なり」(「緑野郡史」と一切請負した村もあつた。

福島正夫は「人民は想当積極的に測量事業を行なつたとみられることである。そして人民の地押丈量はがいて信頼すべきものであつた。」「地租改正の研究増訂版」と述べている。「所有権保障をうたう地券制度の利用が予想以上に農民心理をうがち、ここでは成功の因となつたことがしられる。」「(同)とあり表示した阿佐美村(新田郡笠懸町)の抽出検査結果から、従来市町村史(誌)の記述では一村に一カ所くらいだったという(萩原進著「群馬県史」明治時代第一分冊四五頁)が、実際は詳細な検査が行われたことが想像される。

県官が各村をめぐるつて提出した「一筆限帳」(地引絵図等)と照合して一反歩につき一〇歩内外の誤差であれば認められたという。

四

地租改正の実施過程を描いた貴重な絵図がある。和とし二四頁の小冊子には、「丈量野取調方之図」、「丈量野取之図」、「地押役人之図」、「丈量けん役人之図」

等地租改正の事業過程が一九枚綴りになって描写されている。(吾妻郡中之条町下沢渡御持正一氏所蔵・現在中之条町歴史民俗資料館保管)それには、事業に従事している地主大惣代・地主惣代・戸長・改正人等の名前が記録されている。墨筆のスケッチに青と赤の彩色を施して、状況が実にリアルに描かれている。

地租改正実施図(一)



同(二)



五

県内の地租改正実施のなかで、和算家の活躍については大竹茂雄は『数学文化史―群馬を中心として―』でその果たした役割について述べている。

その中で、測量方法を人民に伝習した渡辺雅春(群馬郡箕郷町富岡)は、「改正測量記」を著した。その内容に記載された測量方法・道具等を検討すると基本的には旧制の検地と変わりがなかった。

また、和算家で地租改正用掛に任命された船津伝次平は各地で測量法の講習を行った。自から「木盤小方機」と名付けた測量器具を考案し指導したという。(群馬の和算家―そろばんの師匠たち―)

六

群馬県立文書館には、壬申地券発行に伴って作成された地引絵図一、四一九枚が収蔵されている。明治五年から六年頃に作成されたものである。この地引絵図と九年の地租改正時に作成された地引絵図とは、目的・描写方法において大きく異なっている。壬申地券地引絵図は、地租改正事業の過程で準備段階として位置づけられよう。耕地(田・畑・宅地)を

抽出検査結果

検査表二三大区四小区

阿左美村

字	番地	地目	改正反別	検査反別	増	減	持主
宮久保	一六七番	畑	反畝歩 七二四	反畝歩 七〇八		六歩	藤生与志
宮久保	三〇三	畑	一〇二七	一〇二六			加藤茂平
横町	九五七	畑	一〇七〇	一六一九			赤石治郎三
仲田	九七六	畑	一〇〇九	一〇〇七			久保田治三郎
上田	二五九	畑	一四〇九	一四〇七			赤石弥五平
上田	三〇二	畑	六一二	六一九			赤石多郎
上田	一四三九	宅地	一〇〇五	一〇〇六			小林桑吉
堀上	一六六六	畑	七一〇	七〇六			阿部藤八
竹沢	一一七	畑	一一二〇	一一一九			久保塚嘉平
岩宿	二二七	宅地	一一〇九	一一一四			木村久吉
岩宿	二二九	畑	一九〇五	一九〇四			星野龍八郎
岩宿	二五六	畑	一一二〇	一一〇九			森田七五郎
岩宿	二七二	畑	八二九	九〇九			大橋文吉
岩宿	二七八	畑	一一二八	一一〇九			赤石宇

(朱書)
群馬縣 權中属
検査済
夏目信方
但二七二八番ハ検査反別之通実正スベシ

(阿左美 藤生啓次家所蔵)

中心に表示した絵図と、わずかな年数差で作成された地租改正地引絵図を比較検討することによって、改正過程の動きを地引絵図からも読むことができるのである。

全国的にみても、これほどまとまって保存・閲覧できる史料は数少なく貴重である。さらに地引絵図は資料の大きさ、保存等からマイクロ複製化(全体図本年度で72%の進捗)が進んでおり利用者にとって活用と成果が大きな課題といえよう。

全国的にみても、これほどまとまって保存・閲覧できる史料は数少なく貴重である。さらに地引絵図は資料の大きさ、保存等からマイクロ複製化(全体図本年度で72%の進捗)が進んでおり利用者にとって活用と成果が大きな課題といえよう。

七

地租改正の研究課題については、奥田春樹は、「地租改正と『近代的土地所有』

をめぐって」(埼玉県史料叢書月報四)にて地域社会の実状などと関連づけて、丹念に追跡し、その実態を明らかにする作業が今後に残された課題であると指摘している。

県内における地租改正研究についても、地租改正の実施過程について実証的な研究の積み重ねが必要である。

(本稿は、平成九年度長期古文書解説講座のうち第十七回公開講座の内容の一部である。)

平成九年度

「公文書等保存専門講座」の開催

文書館では平成九年度公文書等保存専門講座を一月二日に開催しました。本講座も今回で七回目の開催となりました。昨年までは文書館主催の行事でしたが、本年度から群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（略称・群文協）との共催で実施することとなりました。「文書館だより」第二九号でお知らせしましたように、平成九年五月二日に群文協の設立総会が行われ、県内全七〇市町村と県がお互いに連携を深め公文書や古文書等の記録を歴史資料として保存活用するために協力していく態勢が整いました。その初めての事業として本講座の共催が実現しました。参加者も例年を上回り、また活発な質疑応答もあり充実した講座となりました。

本年度の講座は、昨年度に続き現在国でも法制化が進められ各自治体でも課題となっている情報公開を中心に内容を構成し別記のような日程で実施しました。

午前、行政運営上の利用とともに情報公開制度と文書館等での閲覧という、市民による文書の利用を考えた文書保存の重要性についての講演でした。午後は、身近で具体的な例を研修するというところで県内市町村の職員の方に報告していただきました。

本講座は公文書館法の趣旨を受け、歴史資料としての公文書及び古文書等の適切な保存・利用に関する知識や技術の普

及・向上を目的に開催していますが、群文協との共催を機にさらに多くの方に参加できるように内容・実施方法等を検討していきたいと考えています。

講座の日程

〈午前〉

講演「公文書等の保存に向けて」

—情報公開と史料提供—

（水口政次 東京都公文書館主事）

〈午後〉

報告一「情報公開条例制定に向けた

藤岡市の取り組み」

（入野健一 藤岡市行政課係長代理）

報告二「大間々町誌編さんと

史料の保存活用」

（小池制司 大間々町誌編さん室長）



参加者からの発言

公文書等保存専門講座を受講して

北橋村教育委員会文化財係

長谷川 福次

今回から平成九年五月に発足した群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（群文協）と共催での開催となりました。毎年二日間の日程で実施されましたが一日の日程になりました。以前、三回出席しましたが、今回は群文協との共催ということもあって、参加者が多く八〇名ほどの方が受講しました。本村からは生涯学習課長、文化財、資料館、図書館の職員四名の出席で過去に例を見ない数です。村長選挙がこの時期に重なり、文書

事務担当者は残念ながら参加できませんでした。次回は出席したいと希望され、専門講座に対する変化が伺われます。講座内容は講演と報告二件、文書館施設見学で分科会はありませんでした。「公文書等の保存に向けて」は東京都公文書館主事水口政次氏の講演でした。水口氏は海外まで自費で勉強に出かけられる熱心な方でその姿勢に頭が下がります。私たち文化財担当者は学校で専門の勉強をし、よりまともな仕事をするために公費研修で間に合わない分を自費で研修しますが、それも、時々疑問に感じていたのが恥ずかしくなります。講演は十年以上の豊富な経験と海外で学んだ広い視野から、多角的で理論に裏付けられたお話でした。文書は、行政利用の公用財産から地域住民の公共財産となるということが重要な基本です。歴史的・文化的資料としての保存をどうしていくか、また、見せるだけでなくプライバシーの保護を

しっかり考えることも必要です。

「情報公開条例制定に向けた藤岡市の取り組み」は行政課入野健一氏の報告でしたが、以前館林市の実施状況聞きまじした。藤岡市は平成一〇年度の施行をめざして準備中であり、多くの作業を行っているところ。職員意識改革が大きな課題と言われ、質問のコーナーで同市の文化財係長が反対に他の市町村の経験を知りたいと発言するなど部局を超えた関心の高まりが感じられました。

「大間々町誌編さんと資料の保存活用」は町誌編さん室の小池制司氏による報告です。このテーマになると以前は総務関係の方々ばかりでしたが今回は早くから歴史民俗資料館（コノドント館）、郷蔵の保存、大衆劇場の保存・活用など、文化財を守りユニークな取り組みをする町と注目していただきました。編さん事業の中で収集された資料を保存し、今後どのように生かしていくかというところで、土蔵を利用したミニ文書館を実現しました。自然エネルギーを生かしランニングコストまで考えた施設です。保存施設という基本を大事にし、閲覧や見落とされがちな研究・作業等を付帯施設で対応する考えは見習うべきだと思います。

歴史資料の保存は文化財部局のみでできるものではありません。歴史資料になるものを扱うものの連携が必要です。そのため、今回のように裾野を広げられるような重要なテーマで一日日程の講座を開き、個別的・専門的な内容は別に対応していくのがよいと思います。

新たに閲覧できる

古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用できる寄託古文書は次のとおりです。

◎多野郡上野村・黒沢丈夫家文書

文書の伝存地は、甘菜郡乙父(おっち)村(現多野郡上野村乙父)の黒沢家です。黒沢家文書はすでに文書番号一一一四番迄は閲覧可能でしたが、「群馬県立文書館収蔵文書目録15 黒沢丈夫家文書」が刊行されたことに伴い、文書番号六九〇二番迄の文書が閲覧可能となりました。同家文書の内容は乙父村の村方文書と同家の酒造関係文書に大きく分けられます。村方文書は江戸時代後期に乙父村名主役を務めていたため残されたものであり、酒造関係文書は黒沢庄兵衛の代に酒造業を開始して以後四代にわたる経営文書です。詳しくは刊行された同家文書目録を参照して下さい。(請求番号八二〇五)

◎前橋市城東町・角田光枝家文書

文書の伝存地は、現沼田市上之町で沼田藩土岐家の御用商人を務めていた角田家(屋号丸屋)です。同家文書総点数約二、六〇〇点の内すべてに文書番号五九八番迄は閲覧可能となっております。今回新たに閲覧可能となったのは文書番号五九九番から一六三番迄の五八三点です。同家文書の特徴は、角田家の経営関係文書以外に、本来ならば沼田藩主であった土岐家に伝来すべき藩関係の文書が多数含まれている点にあります。今回閲覧可能となった文書もほとんどが沼田藩関係の武家文書です。主な文書としては、一〇代将軍徳川家治から土岐美濃守宛の小

袖到来に対する礼状や老中からの土岐家当主宛奉書、沼田藩重臣間の書状などがあります。時期的には江戸時代のみではなく明治初年の文書も含まれています。(請求番号九〇〇四)

◎東京都渋谷区・丸山知良氏収集文書

文書の伝存地は、勢多郡上泉村(現前橋市上泉町)の高橋家です。文書番号一四七番迄の一八六六点(枝番号があるため点数が多い)が閲覧可能となりました。同家文書は内容的に上泉村の村方文書と高橋家私的文書に分けられます。村方文書は、同家当主が文化年間(一八〇四)〜一八一八)には上泉村組頭役を、文政二(一八一八)〜三年及び同八年〜九年には名主役を務めていた時の文書が中心です。主な文書としては、文化元年の『田方・畑方勘定帳』や文政二年の同村火事による天食拝借願などがあります。また、現存する上泉郷蔵に米を預け入れておいた旨の証文も含まれています。私的文書としては、『商売往来』『女大学』などの写本類が中心です。時期的には文化年間以降の江戸時代後期の文書がそのほとんどを占めており、明治時代以降の文書は僅かです。(請求番号八八一三)

◎北群馬郡子持村・阿久澤順一家文書

群馬郡吹屋村(現子持村)で江戸時代から代々鋳物業を営み、明治時代以降は鋳鉄会社、鉄工所を近年迄経営していた阿久澤家(阿久澤姓を名乗るのは昭和期からであり、それ以前は小沢あるいは太田姓である。阿久澤氏は小沢氏の親戚筋にあたり、阿久澤姓のまま小沢家の家業を引き継いだ)に伝存した文書です。江

戸時代の鋳物師関係の主な文書としては、京都の真継家からの鋳物師職の許状四通や安永四年(一七七五)の野州佐野の天明太田家の別家証明の写や正徳五年(一七一五)の沼田町での鍋商売に関わる訴状などがあります。これらの文書は江戸時代の上野国在住鋳物師の動向を知る上では貴重なものです。明治時代以降の小沢鋳鉄会社の書類も残されています。さらに、小沢家は吹屋村の名主役や戸長なども務めていたため吹屋村の江戸時代から明治初期の村方文書もかなりの数含まれています。なお、本文書は江戸時代から昭和初年迄の小沢家文書がその主体ですが、阿久澤氏が小沢家の家業を継ぐにあたり持参した阿久澤家文書も若干この中に混入されているため、閲覧にあたっては注意を要します。(請求番号FP九七〇二)

新たに収蔵された

古文書

平成九年六月以降、当文書館へ寄贈・寄託されました古文書は次のとおりです。

◎佐波郡東村固定・松原茂男家文書(寄託)

昭和一五年から昭和一八年にかけての雑誌『帝国海軍』一九冊や『日本外史』『論語』などの版本を含む計四七点。

◎前橋市南町・中島清太郎家文書(追加寄託)

江戸時代の『菊寿庭訓往来絵抄解』や明治時代の『国史紀要 巻中』など本写本類九点。

◎神奈川県横浜市・八木健次家文書(寄贈)

前橋藩松平家家臣八木家の伝来文書一、五九四点。幕末から明治時代の当主始氏への書状や版本類が多い。始氏は戊辰戦争の三国嶺の戦いに参加、後に邑楽郡長や勢多郡長などを歴任。

◎東京都豊島区・浅野節子家文書(寄贈)

明治一五年から明治二十四年迄の沼田学校、利根第一小学校などの修業証書など計二点。

◎前橋市総社町・大谷典子家文書(寄託)

江戸時代後期から昭和戦前迄の大谷家私的文書二二五点。明治初年から二〇年代の『金銀出入帳』などが多い。

◎多野郡中里村・岩崎安男家文書(寄贈)

岩崎家伝来の明治三十五年の『御香典扣帳』など三冊一綴。

◎佐波郡東村・旧佐波郡東村役場文書(寄贈)

佐波郡東村に保管されていた明治初年から昭和戦前期の土地関係帳簿一五七点。

◎沼田市岡谷町・大嶋新平家文書(追加寄託)

日露戦争時の大嶋甚作より大嶋千里宛軍事郵便を含む封書、葉書計一三点。

◎勢多郡新里村・鍋木五子家文書(寄託)

鍋木家に伝来した延宝三年の『新川村田帳』など江戸時代の村方文書三六点。

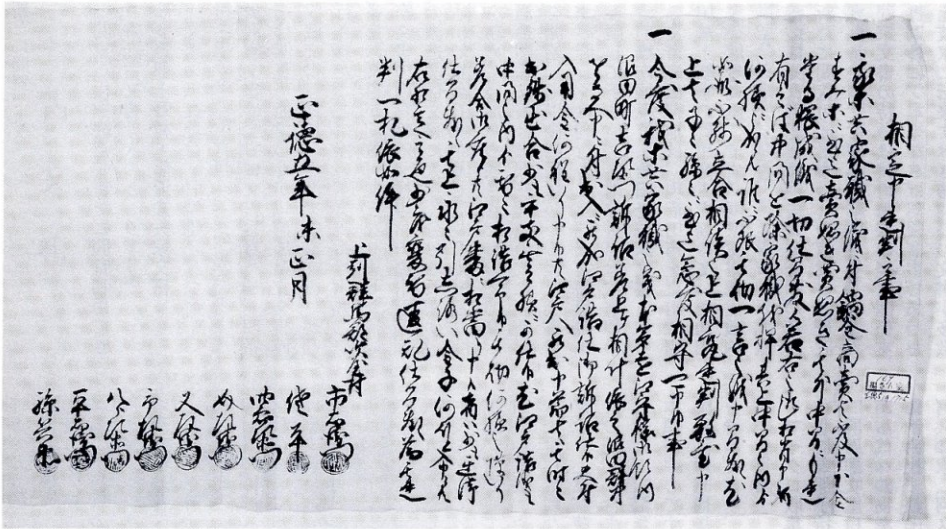
◎前橋市上新田・黒岩英夫家文書(追加寄託)

利根郡屋形原村の黒岩家に伝来した明治時代を中心とする書状など約九〇点。

◎前橋市総社町・阿久津宗二氏収集文書(寄贈)

貞享三年『上野国吾妻郡猿ヶ京村御檢水帳』の明治三年の写本一点。

古文書解読コーナー



白井吹屋の鋳物業

今回は、上州鋳物師の中でも比較的良好な方たちで文書が伝存されている子持村吹屋の阿久澤順一家文書を利用して紹介してみよう。

近世の吹屋村には具体的に何軒ぐらゐの鋳物師が居住していたものかあきらかに出来ませんが、ここに一通の連判状が残されており。正徳五年未正月（西暦一七一五年）の「相定申連判之事」（No. 16九号）というものです。これによれば、市右衛門他八名の者達が当時鋳物業に従事していたと考えられます。その理由は、本文の第一条事書きの中で「我等共家職之儀二付」として「家職」と明言しているからです。そして、重要な点はここに名前を連ねた者達と正徳年間に沼田町の吉左衛門とて鍋釜商売をめぐって係争に発展していったこととです。

なぜ、訴訟までに発展していったかというと、沼田城下においては既に独占的に鍋釜の販売権限を持つ吉左衛門がいたこと。そして、その利害を損せる製品が領内で流通され死活問題となったからです。そのため、当地に売り込みに来る事は違法であると奉行所に訴えました。このことは、裏をかえせばかなりの商品が既に流通しており、この事が生産者である吉左衛門をして危機感をもたらしただけに他なりません。

また、白井側の鋳物仲間達も自己の生活防衛の上で必死となっており。そのため係争に際しては「願上之事一（No. 170号）」というものを作成してしました。内容は、始めに、伊勢の太神宮様にて今度出入之儀拙者利連二守護被遊被下候者惣中間より太神菜差上可申候」とあり、さらに、地元子持大明神様も守護してくれたならば「絵馬」を奉納しますとあります。また、下野佐野の金山大明神様へも「御外牒」を差し上げますと鋳物師仲間一同で結束を行い願掛けを行いました。結果は白井吹屋方には不利な内容で決着しました。

さて、このような背景を念頭に入れながら、近世中期の文書を読みみましょう。文書自体は、御家流の近世文書が読みこなせば特別難解のものではありません。

〔釈文〕

相定申連判之事

一我等共家職之儀二付鍋釜商売者不及申本金春み等二迄迄買怒き買其外中間二も連堂る猥成儀一切仲間敷候若右之趣相背申者有之ば中間を除家職越押其上中間之内より何様二被成候共誰二不限其初一言之儀申間敷候尤如此不残立合相談之上相取連判致置申上者子、孫、二迄迄急度相守可申候事

一今度我等共家職之義本多遠江守様御領内沼田町吉左衛門訴訟差上ケ相叶依之沼田群中をさへ申二付出入ニ罷成江戸詰仕御訴訟仕候夫付入用金何程いり申候共江戸へ罷出申節者其時、出銭出合少も手支無之様ニ可仕候尤江戸詰儀も中間之内より替、相詰可申候其初何様之障わり差合御座候共江戸番ニ相当り申候者八少も遅滞仕間敷候其上永、引志路い金子何本と入申候共右相定之通少茂変替連乱仕間敷候為其連判一札依如件

上州群馬郡吹屋村

正徳五年未正月

- 市右衛門 ○
- 佐平 ○
- 四郎左衛門 ○
- 介左衛門 ○
- 又左衛門 ○
- 市左衛門 ○
- 八郎左衛門 ○
- 平右衛門 ○
- 孫兵衛 ○

古文書・郷土史研究団体紹介

境 史 談 会

わたしたちの「境史談会」は昨年二月に産声を上げたばかりの郷土の歴史を学ぶグループです。

境町の歴史研究グループとしては、昭和三十年に発足し、四十年以上にわたって研究の成果を積み重ねてきた「境町地方史研究会」があります。しかし、近年は、会員の死亡や高齢化のために活動の範囲が狭くなり、会の機関誌である「境町歴史資料」(現在二〇二号)の発行だけが続けられています。

そんな折、郷土の歴史を学びたいという話を持ち上がり、一月中には十人程の発起人賛同者が得られました。

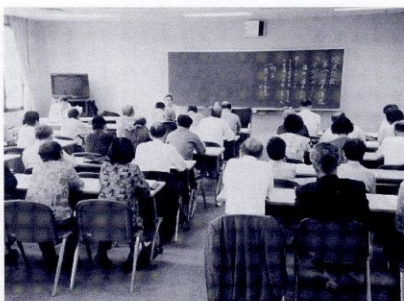
長年境町地方史研究会の運営に携わっている篠木弘明さんの力添えもあって、会員三十余名が集い、運営組織も整い、二月下旬に待望の総会を開いてスタートすることができました。会の名称も、正式に「境史談会」と決まりました。

町の公報や新聞の報道、会員の口コミなどで、その後も会員が増え続け、現在は百名を越す大所帯となりました。

四月から本格的な活動が始まりました。活動の柱は、例会(月一回)と史跡探訪(不定期)です。

例会では、町の歴史を学ぶことを主にして、これまでに「例幣使道と境宿」「境町の侠客」「隆盛を極めた島村の蚕種業」「郷土の生んだ偉大な画家金井烏洲」などをテーマに取り上げてきました。

講師は、前出の本会顧問でもある篠木さんにお願ひしたり、会員が担当しています。講話の後にはフリートークを行います。例会のしまいは地元資料をもとにした古文書学習の時間を設け、境町問屋場取立一件、遊女身請け証文、島村伊三郎闇打ち一件、五榜の掲示について学習しました。



学 習 風 景

もう一つの柱の史跡探訪は、町内の神社、蚕種業と金井烏洲の島村地区、銅街道と利根川河岸の平塚地区を訪ねました。こうした活動を通して、今まで知らなかった町の歴史がわかったとか、町に遺されているすばらしい文化財に触れられてよかったなどの声が寄せられています。

今後さらに近現代や古代にも焦点を当てたり、未研究分野の掘起こしをしたり、町の文化活動との提携も強めたりといろいろな願ひを持って活動しております。(境史談会事務局 茂木伸司)

市町村誌編さん室紹介

大 間 々 町 誌 編 さん 室

大間々町誌編纂事業は、昭和六十二年四月に発足いたしました。平成三年四月に役場の機構改革により、独立した町誌編さん室が誕生しました。同年七月に、刊行計画の見直しと刊行の大綱を決め、第三次大間々町総合計画に町誌編纂事業の推進と資料等の保存と利活用に分けた基本方針が立てられました。これに基づき編纂事業を進めまして、別巻七冊、基礎資料十二冊と記録集七冊の刊行が済み、今後「通史編上・下」「民俗編別巻六」、渡良瀬川上流域の村落を対象にした論文集、子供からお年寄りまで楽しく町の歴史に親しめる「まんが・おまますまの歴史」の刊行に向けて準備中です。

当室の組織機構は、校正編集庶務の事務局員六名、調査執筆などの編纂委員は、近藤義雄委員長を中心に六十八名、各種の計画などの決定組織としての刊行委員は、町長を会長に十四名であり、三部門から構成されています。

一方の文書の保存と利活用であります。借用文書は所蔵者一〇二家から約四二、九八〇点借用し、この内、寄贈・託は十二家です。この借用資料は、すべてマイクロフィルム撮影(五〇〇冊製本)と複製・写真撮影資料(三、五〇〇ファイル)にいたし、借用文書の早期返納に心掛けています。県立文書館資料調査は、集中的に平成四年から四年間、毎週一日延べ一二日間実施いたしましたし、三〇五ファイル

の文書の複製資料と、絵地図の写真資料など多くの資料を頂き、資料編に掲載し、通史編で活用中です。役場文書は、幸いな事に庁舎移転時に明治期八七一簿冊、大正期三二二簿冊など、三、六五七簿冊収集する事ができました。これら全ての資料と刊行物などは、役場書庫、借用倉庫など五カ所に収納しています。

これらの資料をできる限り一カ所に保存し、利活用を図るため、土蔵を文書取蔵庫として活用することが決まりました。まず土蔵を移転し、内部を種部倉庫造りの資料取蔵庫として諸機能に応えるため、蔵造りの附属棟を新設し、事務室、閲覧室などを設け、環境に優しい太陽光発電システムを採用しまして、自然換気をメインにした施設の建設中であります。

今後の課題は、これら資料の閲覧に向けた目録取りなどを進め、郷土史を研究される方、関心を持たれる方など、多くの皆様が大間々町の歴史を調べ知るための施設として活用できますよう、関係機関等の多くの皆様にご指導を頂きながら、資料の保存と活用に取り組む所存です。(大間々町誌編さん室長 小池利司)



大間々町誌発刊物

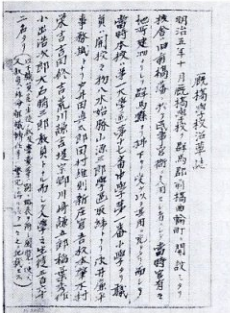
レファレンス コーナー

Q 県内で最初にできた小学校はどこなのでしょう。

A 本県最初の小学校は明治五年一月二日開校の厩橋学校です。場所は当時の前橋曲輪町でした。現在の日本銀行前橋支店（前橋市大手町）のあたりです。

明治五年八月二日「学制」が太政官から発布されました。学制は全国を八大学区、各大学区を三二の中学区、さらに各中学区を二一〇の小学区に分け、それぞれに大学・中学・小学を一枚ずつ設置しようというものでした。特にその中でも小学校の設置に力が注がれ「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ学ズンバアルベカラズ」として全国民就学の理念を示しました。本県は第一大学区に所属し、当時栃木県管轄下であった新田・山田・邑桑の三郡を含めると四つの中学区に分かれ、それがまた七八三の小学区に分かれていました。つまり、七八三の小学校を作るようになっていたわけです。

本県では明治五年九月に金子精一を学務専任官吏に命じて文部省へ派遣し、学校設立の順序や教則・講習の方法など新制度について諸調査にあたらせました。同年一〇月に帰県した金子は小学校設立に取りかかりましたが、県民は教育といっても寺子屋・手習所といった旧来のものを知るだけで、新しい制度を受入れようとしませんでした。



明治17年厩橋学校沿革誌

そこで県では「小学区内布告」を出し、まず県内各地に二二の小学校を設立してそれを模範校とし、次第に数を増やしていこうとしました。当時の県令青山貞は、官吏に月給の一部を出資させ学校設立の気運を盛り上げようとした。

その中でも最初に設立されたのが第一大学区第一七番中学区第一番小学として厩橋学校だったのです。設立にあたっては旧前橋藩の建物を県を通じて払い下げて校舎とする、教場の管轄や器械の購入等の諸経費を県で貸与するなど特別の配慮がありました。しかし、設立・維持のための諸経費は住民の負担が大部分でした。

その後二番に勢多郡の水沼学校、三番に吾妻郡の原町学校と次々に設立され、小学校数は明治六年に一四八校、同一二年には五七四校となりました。

当時「学制」に基づいて前橋では厩橋学校のほかに敷島・桃井・萱街・中川の各学校が設立されました。厩橋学校は明治二三年桃井学校を合併しましたが、その後桃井学校と改称しました。県内最初の厩橋学校の伝統を今に引き継いでいるのは前橋市立桃井小学校ということになります。

告知板



あゆみ

◎「ぐんま史料研究」第九号の頒布
文書館では県史普及活用事業の一環として『ぐんま史料研究』を毎年二冊づつ刊行していますが、その第九号が発行となりましたのでご案内します。

【論文】
松田 猛「上野国分寺文字瓦の再検討―多胡郡の郷名と氏族をめぐる二・三の問題―」

永島政彦「冨田武男日記」にみる山村住民の生業―昭和五年・利根村日向南郷―

【史料】
「上野国緑埜郡三波川村御廻状写帳」(三)
なお、問い合わせは文書館内の(財)群馬地域文化振興会へお願いします。

◎平成九年度第三回常設展「はぐくまれてきた緑の森林」のご案内
会期／一月九日(金)〜五月一七日(日)
月曜、月末日、祝日は休館
会場／文書館一階展示室
内容／五月開催の全国植樹祭にちなみ、写真等を展示

観覧料／無料
◎新規閲覧開始資料のご案内
昭和五六年一月から平成四年一二月に発行された官報及び官報号外、官報資料版、衆議院・参議院会議録の官報号外計三九一冊が新規閲覧開始となりました。ご利用ください。

9・7・8	第2回常設展開始
7・17	文書館運営協議会開催
7・19	第1回長期古文書解説講座 田畑勉(群馬高専教授) 〜11回(9月27日まで)
7・24	文書調査員会議開催
10・18	第12・13回長期古文書解説講座 飯倉晴武(学習院大学大学院講師)
10・25	企画展「鉄を活かす上州の職人」(〜11月22日)
10・31	『ぐんま史料研究』第9号刊行
11・1	第14・15回長期古文書解説講座 原島陽一(文化女子大学文学部教授)
11・8	企画展記念講演会「真継家と近世の上州鋳物師」 笹本正治(信州大学人文学部教授)
11・12	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(香川)参加(〜14日)
11・22	第16回長期古文書解説講座 落合延孝(群馬大学社会学部教授)
11・29	第17回長期古文書解説講座 田島豊穂(日本大学文学部講師)
12・6	第18回長期古文書解説講座 佐藤孝之(東京大学史料編さん所助教)